

平成 20 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 ホシザキ電機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 坂本 精志
(コード番号：6465 東証・名証 所属部未定)
問 合 せ 先 常務取締役 本郷 正己
(TEL. 0562-96-1320)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 20 年 11 月 6 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の東京証券取引所及び名古屋証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の数 | 当社普通株式 11,000,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（平成 20 年 11 月 20 日の取締役会で決定する。） |
| (3) 払込期日 | 平成 20 年 12 月 9 日（火曜日） |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 平成 20 年 12 月 1 日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 20 年 12 月 1 日に決定する。） |
| (7) 申込期間 | 平成 20 年 12 月 2 日（火曜日）から
平成 20 年 12 月 5 日（金曜日）まで |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 株券受渡期日 | 平成 20 年 12 月 10 日（水曜日） |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式	4,022,900株
(2) 売出人及び売出株式数	名古屋市瑞穂区春山町9番地-1	
	坂本精志	1,000,000株
	名古屋市瑞穂区春山町9番地-1	
	坂本春代	500,000株
	名古屋市瑞穂区春山町9番地-1	
	有限会社新星コーポレーション	500,000株
	名古屋市緑区鳴海町字宿地83	
	坂本くに	500,000株
	名古屋市天白区元八事五丁目55	
	富田祐子	293,500株
	名古屋市緑区神の倉二丁目29番地の2	
	真木芳子	270,000株
	名古屋市天白区塩釜口一丁目657-11-110号	
	稲森礼子	240,000株
	名古屋市天白区元八事五丁目55	
	富田誠	130,000株
	名古屋市緑区神の倉二丁目29番地の2	
	真木實	106,500株
	島根県松江市上乃木一丁目9-34	
	広江孝洋	100,000株
	広島県山県郡北広島町南方1107-3	
	郷田紀子	83,400株
	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1230-40	
	筒井京子	80,000株
	島根県雲南市木次町寺領735	
	渡部博史	60,000株
	島根県雲南市木次町宇谷1254	
	坂本暢子	50,000株
	島根県雲南市木次町宇谷1254	
	坂本寿章	50,000株
	島根県仁多郡奥出雲町稲原1292	
	糸原隆史	34,500株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

島根県仁多郡奥出雲町稲原 1292

糸原猪史夫

20,000 株

島根県雲南市三刀屋町上熊谷 320

石田博美

5,000 株

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記 1. における株券受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,200,000 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
野村証券株式会社 2,200,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記 1. における株券受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 2,200,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成 20 年 12 月 17 日（水曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成 20 年 12 月 18 日（木曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 平成 20 年 12 月 1 日に決定される予定の割当価格を基礎とし、会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記 1. における引受価額と同一とする。）

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記3.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 11,000,000株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 4,022,900株
オーバーアロットメントによる売出し

2,200,000株 (※)

(2) 需要の申告期間 平成20年11月21日(金曜日)から
平成20年11月28日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成20年12月1日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成20年12月2日(火曜日)から
平成20年12月5日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成20年12月9日(火曜日)

(6) 株券受渡期日 平成20年12月10日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である坂本精志(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成20年11月6日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,200,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成20年12月10日から平成20年12月11日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所若しくは名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	63,449,250株
公募による増加株式数	11,000,000株
第三者割当増資による増加株式数	2,200,000株(最大)
増加後の発行済株式総数	76,649,250株(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 8,812,400 千円(*)については、設備資金に充当する予定であります。また、第三者割当増資による募集株式発行による手取概算額上限 1,769,480 千円(*)については、設備資金に充当する予定ではありませんが、具体的な使途が決定するまでは安全性の高い金融商品での運用を行う予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 860 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、安定配当を基本として、収益の状況、今後の事業展開等を勘案のうえ、配当を行う方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び設備投資、研究開発等、将来の事業展開に備える所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成18年6月期	平成18年12月期	平成19年12月期
1株当たり 当期純利益	27.19円	39.00円	60.19円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	(-.1円)	(-.1円)	(-.1円)
実績配当性向	44.1%	25.6%	33.2%
自己資本当期純利益率	2.8%	3.6%	5.3%
純資産配当率	1.2%	0.9%	1.8%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 平成18年6月期は、決算期間が7か月であることにより、年12.00円配当といたしました。また、平成18年12月期は、決算期間が6か月であることにより、年10.00円配当といたしました。

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東証の有価証券上場規程及び名証の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

6. その他

今回の公募による募集株式発行並びに株式売出しに当たっては、当社の従業員持株会に対して、公募による募集株式数11,000,000株のうち一定の株式を販売する予定であります。

- (注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。